平成２４年（へ）第８４号
福岡市中央区赤坂３丁目13番22糀屋ビル２階202号
申立人　有限会社ＨＥＲＥＮＣＩＡ
代表者代表取締役　菊永　大作
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月22日
平成25年４月23日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＷＴ286263
金額　624,205円
支払期日　平成25年１月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成24年11月28日
振出地　大阪市
振出人　株式会社パル　代表取締役　井上　隆太
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７号
大阪府吹田市岸部中２丁目18番１号
申立人　西本紙器株式会社
代表者代表取締役　西本　定由
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月19日
平成25年４月22日　東大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＨＳ49124
金額　110,645円
支払期日　平成25年１月16日
支払地　大阪府東大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行小阪支店
振出日　平成24年９月10日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　株式会社三木製作所　代表取締役　三木　茂晴
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＩＤ73940
金額　165,428円
支払期日　平成25年２月16日
振出日　平成24年10月10日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３１７号
千葉県市原市今津朝山669番地３
債務者　株式会社鶴岡興産
代表者代表取締役　鶴岡千恵子
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　　敬
４　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時40分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５３５号
埼玉県深谷市本田4919番地
債務者　株式会社渡辺石英硝子
代表者代表取締役　渡邉　市朗
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　祐志
４　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３６号
埼玉県深谷市瀬山586番地６
債務者　有限会社渡辺技研
代表者代表取締役　渡邉　市朗
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　祐志
４　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋19048番地
債務者　株式会社秀王牧場
代表者代表取締役　大隣　佳太
１　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新納　幸辰
４　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３４８号
東京都町田市玉川学園８丁目24番７号
債務者　有限会社ゴーアウトジャパン
代表者代表取締役　杉田　哲雄
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田慎一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月16日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
富山市北二ツ屋80番地３
債務者　有限会社六聖商事
代表者代表取締役　坂田　浩章
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４６７号
千葉県流山市南流山１丁目３番地の２
債務者　株式会社ＣＰＳ
代表者代表取締役　岡本　竜太
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茜ヶ久保重仁
４　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５号
東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷585番地７
債務者　有限会社エッセンシャル
代表者取締役　柳　　高宏
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本山　正人
４　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３５２号
東京都町田市相原町1284番地３
債務者　株式会社三友社
代表者代表取締役　山田　猶子
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
青森市問屋町１丁目９番14号
債務者　有限会社〆一石郷岡商店
代表者取締役　石郷岡總一郎
１　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩谷　直子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県豊岡市庄311番地の１
債務者　被相続人亡田口敏光相続財産
相続財産管理人　前田　貞夫
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後４時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係